明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八二）　一

〔告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一六一）　二
○除籍の一部が滅失した件（法務一一五）　二
○保安林の指定を解除する件（農林水産八九二～八九五）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同八九六～九〇二）　三
○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第八条第一項の規定によりその例によることとされる同法第三条の規定による改正後の電気事業法附則第十六項の規定に基づき、公示する件（経済産業八六）　三
○住宅瑕疵担保責任保険法人の住所及び保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件（国土交通三九五）　三
○産業標準化法第四十二条第一項の登録の更新をした認証機関の件（同三九六）　四
○特定容器等の型式の設計に係る型式証明を受けた者の代表者の氏名を変更した件（原子力規制委三）　四
○都市計画に関する件（中国地方整備局五七～五九）　四

〔国会事項〕　四

〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　東京都　静岡市　大阪市　広島市　四

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕
官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　六
国家試験
二千二十四年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）公告（人事院）　六
二千二十四年度税務職員採用試験公告（同）　六

〔公告〕
諸事項
官庁
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、公示送達関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
特殊法人等
企業年金基金清算人就任関係　一〇
会社その他
企業年金基金清算人就任関係　一〇

省令

○厚生労働省令第八十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第四十二条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月七日　厚生労働大臣　武見　敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認証台帳の記載事項等）	（認証台帳の記載事項）
第百十七条　（略）	**第百十七条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　登録認証機関は、前二項の台帳の全部又は一部を当該登録認証機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録する方法により作成することができる。	（新設）
（厚生労働大臣等による基準適合性認証の業務）	（厚生労働大臣による基準適合性認証の業務）
第百二十五条　法第二十三条の十八第一項の規定により厚生労働大臣が行う基準適合性認証については、第百十五条から第百十八条の二までの規定を準用する。この場合において、第百十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十八条第二項及び第四項並びに第百十八条の二第二項中「登録認証機関」とあるのは「厚生労働大臣」と、第百十七条第三項中「登録認証機関は」とあるのは「厚生労働大臣は」と、同項中「当該登録認証機関」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。	**第百二十五条**　法第二十三条の十八第一項の規定により厚生労働大臣が行う基準適合性認証については、第百十五条から第百十八条の二までの規定を準用する。この場合において、第百十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十八条第二項及び第四項並びに第百十八条の二第二項中「登録認証機関」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。
2　法第二十三条の十八第二項の規定により機構が行う基準適合性認証については、第百十五条から第百十九条（第三項を除く。）までの規定を準用する。この場合において、	2　法第二十三条の十八第二項の規定により機構が行う基準適合性認証については、第百十五条から第百十九条（第三項を除く。）までの規定を準用する。この場合において、

第百十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十八条第二項及び第四項、第百十八条の二第二項並びに第百十九条の見出し中「登録認証機関」とあるのは「機構」と、第百十七条第三項中「登録認証機関は」とあるのは「機構は」と、同項中「当該登録認証機関」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第百十五条第一項中「登録認証機関（同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。）」とあり、並びに第百十八条第二項及び第四項、第百十八条の二第二項並びに第百十九条の見出し中「登録認証機関」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。